

A E D（自動体外式除細動器）賃貸借
仕様書

京都市交通局
自動車部技術課

AED（自動体外式除細動器）賃貸借 仕様書

- 1 件 名 AED（自動体外式除細動器）賃貸借
- 2 設置期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで【5年間】
- 3 契約台数 1台
- 4 設置場所 京都市伏見区竹田西段川原町18（自動車整備工場）
- 5 機器等仕様
 - 5-1 AED本体（下記のどちらかもしくは同等品可とする。）
 - 【基準品】・日本光電工業株式会社 カルジオライフ AED-3150
（医療機器承認番号：22700BZX00187000）
 - ・株式会社CU シーユースP1
（医療機器承認番号：22500BZX00338000）
 - ① 医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
 - ② 二相性波形除細動器であること。
 - ③ 救急蘇生法ガイドライン2020に準拠した機種であること。
 - ④ 毎日AED本体・電極パッド・バッテリーについてのセルフテストを行い、AED使用可否について点検が可能であること。
 - ⑤ 電気ショックが必要と判断した後、被使用者の心電図波形の変化により電気ショックが不要となった場合に電気ショックの自動キャンセル機能を有すること。
 - ⑥ 切換スイッチ等により+小児・成人モードの変更ができること。
 - ⑦ AEDの操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能に加え、イラスト表示又は液晶画面等により使用手順を指示する機能を有し、訓練を受けていない者でも容易に操作できること
 - ⑧ AED使用時の心電図データ等が保存可能な媒体を標準装備すること。
 - ⑨ 防水・防塵性は固形物及び水に対する保護等級であるIP55を有していること。
 - ⑩ 「薬事法上、添付が求められている文書」及び「取扱説明書」において、AED本体のインジケータランプの目視による点検以外の定期点検を求めている場合については、受注者又は販売業者等が無償で実施するものとする。
 - ⑪ 内寸が高さ350mm×幅352mm×奥行145mmのAED収納ボックスに、収納用バッグに入れた状態で収納が可能なこと。
- 5-2 AED付属品（AED本体1台につき）
 - ※ 緊急時にパッド等付属品を実際に使用した場合は、無償にて提供すること。
 - (1) 電極パッド：2組
 - ・薬事法上の承認を得たものであること。
 - ・成人・小児兼用であること。
 - (2) バッテリー：1個

- ・メンテナンス不要な電池パックであること。 ※充電式不可
- ・通常保管状態で4年以上の有効期限を有すること。

(3) 救急セット：1組

(内容) タオル、衣服切除用はさみ、剃刀、人工呼吸補助用具、感染防御用手袋 等

(4) 収納用バッグ：1個

- ・本体の保護及び救急セットを一体で収納できるものであること。
- ・そのまま屋外等への搬出が可能であること。

(5) その他：機器の取り扱い等に関する説明書他、機器の取扱いや保管に必要なもの

5-3 AED設置表示ステッカー 1台につき1枚

- ・AED設置施設であることを示すもの。

5-4 AED操作ガイド 1台につき1枚

- ・職員が初見でAEDを安心して操作できるように、ひと目でAEDの使用手順が分かるようなもの。
- ・サイズはAED収納用バッグに入る大きさであること。

6 機器の設置

AED機器設置に係る費用は受注者の負担とする。なお、機器の設置については、受注者は発注者と協議のうえ、設置計画を作成するものとし、発注者は設置場所と設置時期について調整するものとする。

7 電源の使用

AEDの設置に際し、電源の使用及び電源工事は不可とする。

8 機器の撤去

受注者は、AEDの契約期間が満了する14日前までに撤去計画を発注者に提出し、発注者と協議のうえ、撤去するものとする。この場合における機器の撤去費用は受注者の負担とする。

9 問合先確保

24時間365日対応可能なコールセンターを有し、AED使用者、発注者及びAED設置場所に関与する者が、AEDに関する不明点や動作の異常を発見した時、AED持出時など、質問回答等の対応が可能な体制を確保すること。

10 使用方法の説明会

受注者は、AED設置場所1箇所において、必要に応じてAEDの使用方法についての説明会を実施すること。

11 入札額

入札額には、賃貸借料のほか、本契約に係る機器・物品等の搬出入、設置、各種設定等に要する費用を全て含めた5年間分の金額を記載すること。

12 支払条件

毎月払い

1 3 保証等

- (1) 保証期間は、納入日から賃貸借契約満了日までとし、保証期間中における障害の対応及び故障・盗難・破損(故意及び使用者の重過失、天災等は除く。)等による機器の交換・修繕等については、追加料金なしで実施すること。
- (2) 消耗品(除細動パッド・本体バッテリー)の経年経過による定期交換については、受注者において交換時期を管理するものとし、使用期限の1箇月前までに無償で代替品と交換すること。

また、設置場所及び発注者においても消耗品の交換時期がわかるような措置を講ずること。

- (3) AEDを実際に使用した後の再設置及びセットアップ等に必要な消耗品の交換及び作業等を全て追加料金なしで実施すること。
- (4) その他の消耗品(AED設置表示ステッカー等)についても、経年劣化等により設置店舗及び発注者等から交換の依頼があった場合は、それらを全て追加料金なしで実施すること。

1 4 予算の減額又は削除に伴う解除等

- (1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。
- (3) 受注者は、前号の規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

1 5 損害賠償

受注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者の負担において損害の程度に応じ、当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替品の設置の対応をするものとする。

1 6 契約の解除

重大な瑕疵等、受注者の責めに帰すべき事由により、本事業の正常な実施が困難であると判断された場合は、発注者は契約を解除することができる。

1 7 その他

- (1) 受注者は契約期間内において、AEDを常時正常に使用できる体制を整えること。
- (2) 受注者は、高度管理医療機器等貸与業の許可を得ていること。
- (3) 当仕様書に定めのない事項については、事前に発注者と協議し、決定すること。